

天草市若年がん患者在宅療養生活支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、若年がん患者の在宅療養生活の質の向上に要する経費に係る助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、介護保険制度等の対象にならない若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービスの費用を助成することにより、若年がん患者及びその家族の身体的・経済的負担を軽減し、在宅療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、若年のがん患者とは、40歳未満の者であって、がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わないものに限る。）に罹患しているものとする。

(助成対象者)

第4条 本事業の助成対象者（以下「対象者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請日において本市に居住し、本市の住民基本台帳に住民登録されていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 若年のがん患者であり、対象サービス利用時に18歳以上40歳未満であること。ただし、18歳又は19歳で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている者を除く。
- (4) 他の法令等に基づく同種の助成等を受けていないこと。
- (5) 天草市暴力団排除条例（平成24年天草市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条第2号に規定する暴力団員でない、又はこれらの者と密接な関係を有しない者であること。

(助成対象経費)

第5条 前条に規定する対象者を介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する要介護者とみなしたならば適用される次の表に定めるサービス（第11条第2項の利用開始日以後に利用するものに限る。以下「サービス」という。）の利用に要した費用（医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの並びに国又は地方公共団体が別に負担する対象となるものを除く。）であって、市長が必要かつ適当と認める額を助成対象経費とする。

区分	助成の対象となるサービス
(1) 訪問介護	法第8条第2項の訪問介護に相当するサービス
(2) 訪問入浴介護	法第8条第3項の訪問入浴介護に相当するサービス
(3) 福祉用具貸与	法第8条第12項の福祉用具の貸与に相当するサービス
(4) 福祉用具購入	法第8条第13項の福祉用具の購入に相当するサービス

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、前条に定める(1)～(4)について、対象者1人につき1か月当たりの助成対象経費の合計に10分の9を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)と60,000円のいずれか少ない方の額とする。なお、(4)については、対象者1人につき1回限りとする。

(申請者)

第7条 助成金の交付申請及び助成金の受領(以下「申請等」という。)を行う者(以下「申請者」という。)は、原則として第4条に定める対象者とし、対象者がやむを得ない理由で自ら申請等を行うことができないときは、代理人によりその申請をすることができる。

(助成金の申請)

第8条 申請者は、天草市若年がん患者在宅療養生活支援事業利用申請書(様式第1号)(以下「利用申請書」という。)及び天草市若年がん患者在宅療養生活支援事業にかかる意見書(様式第2号)(以下「意見書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者の本人確認書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認める場合には、意見書は、申請書を提出した後提出することができる。

(支給の制限)

第9条 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を支給しない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に掲げる障害福祉サービス又は同法第77条に規定する地域生活支援事業若しくは小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付その他の市長が定める事業において、第5条に規定するサービスと同様のサービスを利用しているとき又は利用することができるとき
- (2) その他市長が助成金の支給を不相当と認めるとき。

(主治医の意見の聴取)

第10条 市長は、必要と認める場合には、申請者について主治医の意見を求めることができるものとする。

(利用決定及び通知)

第11条 市長は、第8条第1項の規定による利用申請書の提出があったときは、速やかに支援事業の利用の可否を決定し、利用を承認する場合には天草市若年がん患者在宅療養生活支援事業利用承認通知書(様式第3号)(以下、「承認通知書」という。)、利用を不承認とする場合には天草市若年がん患者在宅療養生活支援事業利用不承認通知書(様式第4号)により、申請者に対し通知するものとする。ただし、同条第2項の規定により意見書が利用申請書より後に提出される場合には書類を全て受理した後に、前条の規定により主治医への意見照会を行った場合には、当該照会に対する回答を得た後に支援事業の利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用を承認するときは、利用申請書の提出があった日又は意見書に記載された判断年月日のいずれか遅い日を利用開始日とするものとする。

3 市長は、第8条の申請書類に記載された内容について審査するために、住民基本台帳情報を閲覧するとともに、必要に応じて関係機関へ問い合わせることができるものとする。

4 利用決定の有効期間は、対象者が40歳に到達する日の前日までとする。

(利用変更、中止の申請義務)

第12条 申請者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当したときは、天草市若年がん患者在宅療養生活支援事業利用変更(中止)申請書(第5号様式)により、速やかにその旨を市長に申請しなければならない。

(1) 住所等申請内容に変更が生じたとき

(2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき

(3) 第4条各号に定める、補助対象者に該当しなくなったとき

(利用変更承認等の通知)

第13条 市長は、前条に定める利用変更(中止)申請書を受理したときは、申請内容について審査し、第1号による場合は、天草市若年がん患者在宅療養生活支援事業利用変更承認通知書(様式第6号)、第2号又は第3号による場合は、天草市若年がん患者在宅療養生活支援事業利用中止決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(利用の中止又は取消し)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業の利用を中止し、又は取り消すことができるものとする。

(1) 症状の悪化等により支援事業を受けることが困難であると認められるとき

(2) 市長が支援事業を利用することについて適当でないと認めるとき

- 2 市長は、前項に定める支援事業の中止又は取消しをしたときは、天草市若年がん患者在宅療養生活支援事業利用中止（取消）通知書（様式第8号）により申請者へ通知するものとする。

(助成金の請求)

第15条 申請者は、助成対象経費のうち、第6条で規定する計算方法により算出した助成金額を月単位でまとめて、天草市若年がん患者在宅療養生活支援事業実績報告兼助成金請求書（様式第9号）（以下「実績報告兼助成金請求書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象経費にかかる領収書
- (2) 助成対象経費とするサービスにかかる明細書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 助成金の交付を受けようとする申請者は、サービスを利用した日が属する月の月末から起算して1年を経過する日までに、当該サービスにかかる実績報告兼補助金請求書を市長に提出するものとする。

(助成金の支給決定)

第16条 市長は、申請者から前条の実績報告兼助成金請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認め助成金を支給する場合は天草市若年がん患者在宅療養生活支援事業支給決定通知書（様式第10号）により、不相当と認め助成金を支給しない場合は天草市若年がん患者在宅療養生活支援事業不支給決定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第17条 前条により支給を決定した助成金は、申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(支給の取消し等)

第18条 市長は、不正な手段により給付を受けたものがあると認めたときは、支援事業の支給決定を取消し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第19条 福祉用具の給付を受けた対象者は、給付された用具を給付の目的に反して使用し、又は譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

- 2 市長は、福祉用具の給付を受けた対象者が前項の規定に反して福祉用具を使用したと認めるときは、当該給付に要した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(個人情報取扱い等)

第20条 市は、個人情報の取扱いに留意するとともに対象者及びその家族の心情に十分配慮した対応を取るものとする。

(事業の周知)

第21条 市は、広報、周知等に努め、利用機会の拡大に努めるものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。